

お客さま各位

2025年1月吉日  
株式会社浜松新電力

### 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。  
令和6年11月22日、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、新たに「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が閣議決定されました。  
本件の詳細については、以下の通りご案内申し上げます。

#### 1.概要

毎月の値引き額については、電気料金内訳書などでお知らせいたします。  
なお、本特別措置の適用にあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

#### 2.対象となるお客さま

当社と低圧・高圧の電力売買契約があるお客さま。

#### 3.適用期間

低圧のお客様は令和7年2月使用分（2月請求書）から4月使用分（4月請求書）まで、高圧のお客さまは3月使用分（3月請求書）から5月使用分（5月請求書）まで、となります。

#### 4.国が定める値引き単価

値引き期間	低圧	高圧
対象（低圧）：令和7年2月請求～3月請求分 対象（高圧）：令和7年3月請求～4月請求分	2.5 円/kWh	1.3 円 kWh
対象（低圧）：令和7年4月請求分 対象（高圧）：令和7年5月請求分	1.3 円 kWh	0.7 円 kWh

なお、定額制のご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。

5.本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

《お問い合わせ窓口》

T E L . 0120-013-305

【受付時間】 平日 9時から 17時まで（年末年始を除く）

《首相官邸記事》

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/sougoukeizaitaisaku/2024index.html>